

基礎研 レター

日韓比較(14):最低賃金

—同一労働同一賃金の実現に向けて、段階的な最低賃金の引上げを—

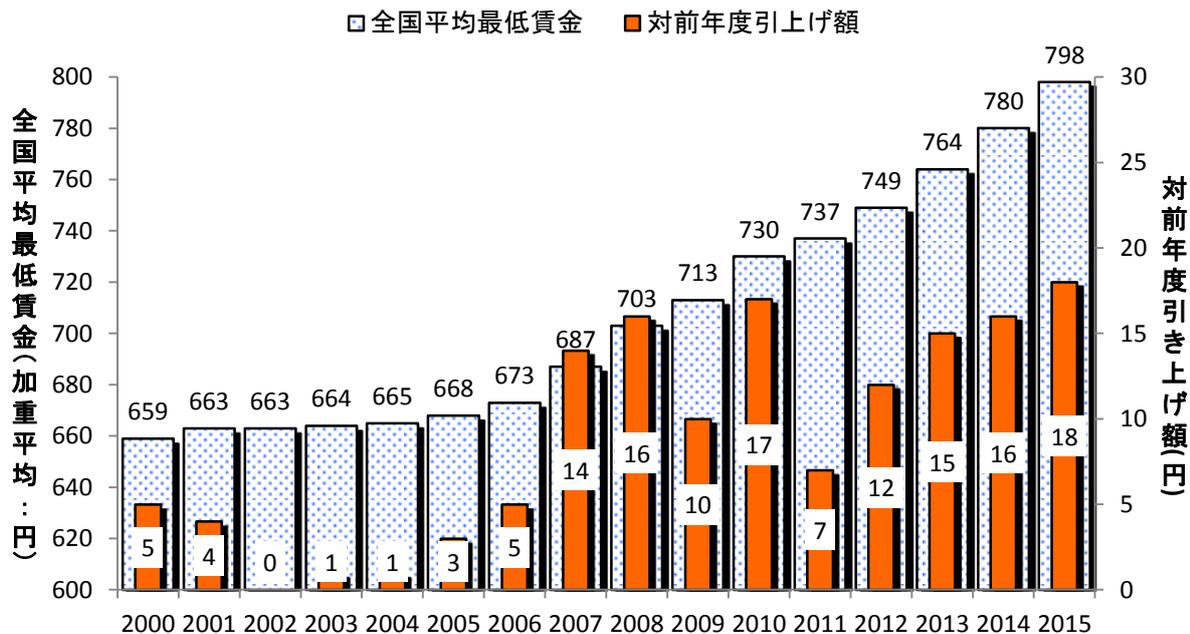
生活研究部 准主任研究員 金 明中

(03)3512-1825 kim@nli-research.co.jp

1—日韓の最低賃金は上昇傾向

今回は日韓における最低賃金について述べたい。まず、昨年9月に厚生労働省が発表した日本の2015年度における最低賃金の全国平均は798円で、前年度の780円より18円ほど高くなった。日本の最低賃金は2000年以降、継続的に引上げられており、特に2000年代後半からの引上げ幅が大きい(図表1)。その理由としては「最低賃金法の一部を改正する法律」が、2008年7月から施行されたことが指摘できる。同法では、就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度が賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十分に機能することを求めており、最低賃金を引上げることによって、ワーキングプア対策につなげようとしていたのである。また、最低賃金で働く人の手取り収入が生活保護からの給付額を下回る「逆転現象」を解消することも一つの目的であった。

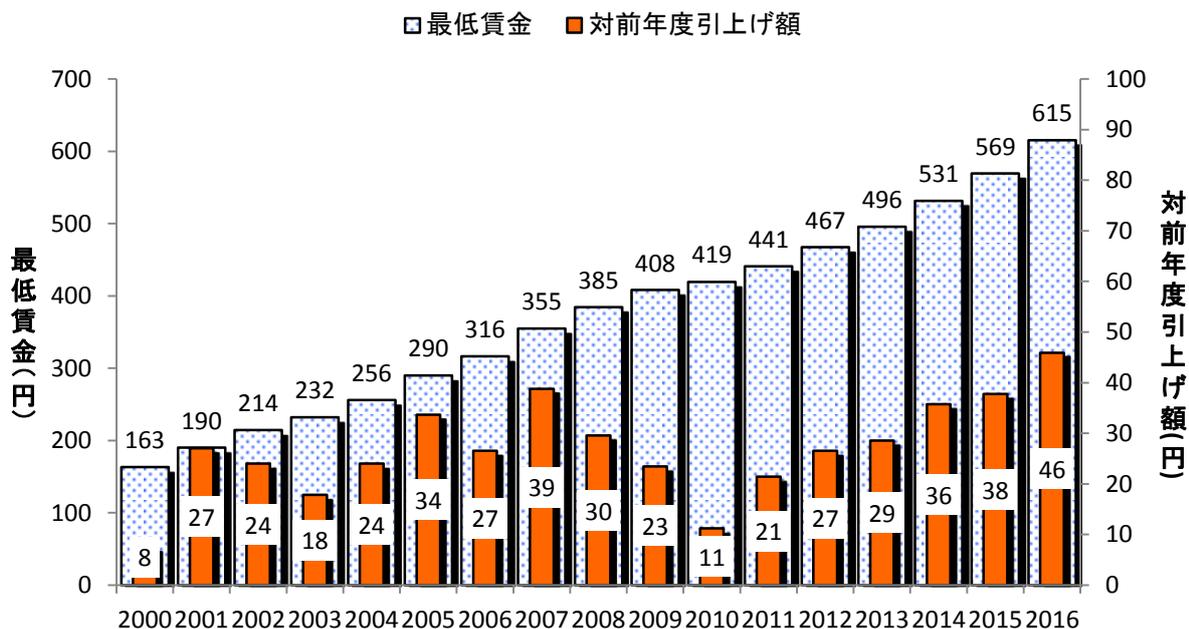
図表1 日本における最低賃金の推移



一方、韓国の最低賃金の水準はどうだろうか。図表2の表の部分には韓国ウォンをベースにした最低賃金の推移を、図の部分には日本との比較のために韓国における最低賃金の推移を日本円に換算したものである。日本円に換算した2016年度の韓国の最低賃金は615円で日本よりは低いものの、対前年度比の引上げ額は46円で日本の18円より高い。さらに2000年度から2015年度までの日韓における最低賃金の対前年度比引上げ率の推移を見ると、すべての年度において韓国の引上げ率が日本より高く、この期間の平均引上げ率も韓国が8.5%で日本の1.3%を大きく上回っている¹。

図表2 韓国における最低賃金の推移

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
最低賃金	1,600	1,865	2,100	2,275	2,510	2,840	3,100	3,480	3,770	4,000	4,110	4,320	4,580	4,860	5,210	5,580	6,030



注) 為替レート 1 ウォン=0.102円 (2015年10月4日基準)、為替の変化が最低賃金額に与える影響を除くために、すべての年度に2015年度の為替レートを適用。

韓国の最低賃金の対前年度比引上げ率が日本より高い理由は、元々最低賃金の水準が低く設定されていたことや、毎年物価が上昇しており、物価の上昇率が最低賃金の決定に影響を与えていることが考えられる。

日韓ともに最近、最低賃金の引上げ率を高めている背景には、経済のグローバル化による企業競争の激化により労働力の非正規化が進んでいることが挙げられる。2015年における日本と韓国の非正規雇用労働者の割合はそれぞれ37.5%や32.5%まで上昇しており、いまや労働者の約3人に1人が非正規雇用労働者として働いている。このように労働市場に占める非正規職の割合が高くなってきた中で、日韓における非正規職の賃金を含めた処遇水準は正規職に比べて低い状況にあり、様々な社会問題を起こしてきた。そのため、彼らに対する処遇水準の改善が継続的に求められてきた。最低賃金の引上げは福利厚生制度の充実と並び非正規職の処遇水準改善のための日韓政府の政策措置の一環である。

¹ 最低賃金の適用期間：日本は該当年度の10月から次の年度の9月まで、韓国は1月から12月まで。

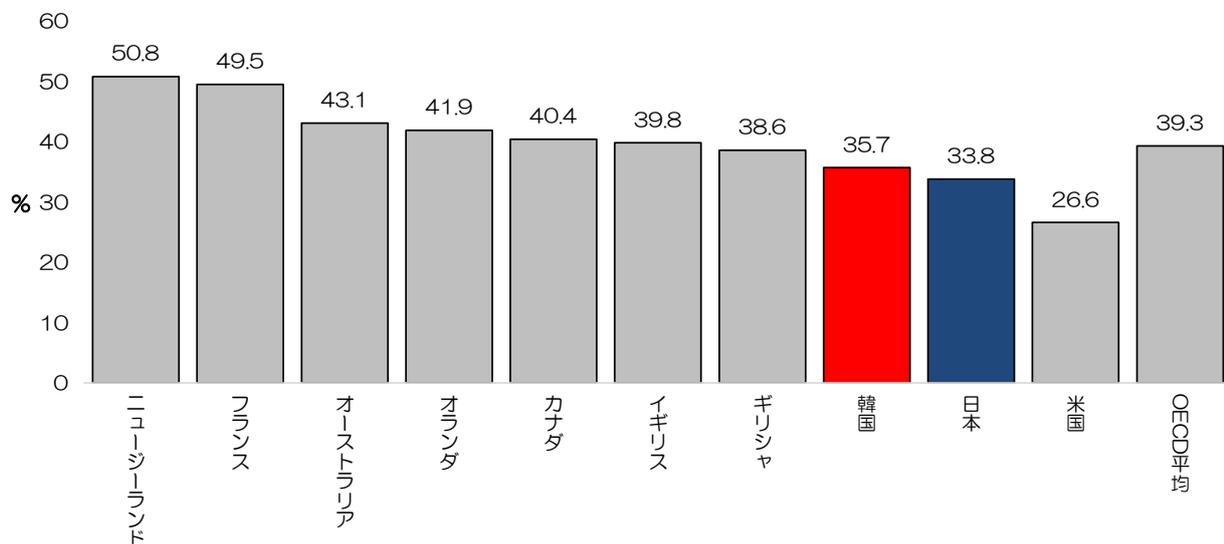
図表3 日韓における最低賃金の対前年度比引上げ率の推移



2—平均賃金に対する最低賃金は国際的にも低い水準

また、他の国と比べた日韓における最低賃金の水準は、それほど低い方ではないが（2014年基準で日本は7.21ドルで11位、韓国は4.94ドルで14位、比較対象はOECD加盟国）、正規労働者の平均賃金に対する最低賃金の水準はまだ低位にある。2014年における日韓の平均賃金に対する最低賃金の水準はそれぞれ33.8%や35.7%で、OECD主要28カ国の平均39.3%を下回っている。調査対象28カ国の中から日本より平均賃金に対する最低賃金の水準が低い国は、チェコ(31.5%)、メキシコ(28.7%)、アメリカ(26.6%)のみである。

図表4 平均賃金に対する最低賃金の水準（2014年）



出所) OECD.StatExtracts, “Dataset: Minimum relative to average wages of full-time workers”より筆者作成

日本の最低賃金の水準が低い背景には歴史的な要因がある。日本では、1959年に「最低賃金法」が制定されたが、当時、すでに終身雇用や年功序列という制度が定着しており、入社してから暫くの間は生活が苦しくても将来的には安定的な生活が保障されたので、最低賃金の水準レベルは大きな問題にならなかった。また、当時のパートやアルバイト等の非正規労働者は学生や主婦などが多く、家計

を担うという責任を持っていた人は少なかった。こうした日本独特の仕組みが維持されていたため、他の国と比べて最低賃金の水準が低くても問題視されなかった。ところが1990年代以降、終身雇用や年功序列型賃金制度が徐々に崩れ、家計を担う非正規労働者が増加することとなり、以前とは非正規労働者の性格が一変してしまい、最低賃金の引上げで生活保障をカバーしなければならない状況が生まれている。1986年12月に「最低賃金法」を制定し、1988年から最低賃金制度を施行している韓国も日本とほぼ同じ状況である。

最低賃金の引上げ額が大きくなるに伴い、最低賃金の影響率も高くなっている。「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合であり、日本の場合2002年度の1.9%から2014年度には7.3%まで上昇した。また、韓国でも2002年度の2.3%から2015年度には14.6%まで上昇している。

3—日本は地域別最低賃金、韓国は全国的に統一された最低賃金を実施

日韓における最低賃金の大きな違いは日本が地域別に異なる最低賃金が適用されていることに比べて、韓国は全国的に統一された一つの最低賃金が適用されていることである。その結果、日本では最低賃金が最も高い東京(907円)と最も低い沖縄、宮崎、鳥取、高知(693円)の間に214円という差が出ていることに比べて、韓国は6,030ウォン(2016年度)という一つの最低賃金が全国に適用されており、地域間における差は発生していない。では、なぜ日本では地域間において最低賃金が異なるのであるだろうか。その理由としては最低賃金の決定に所得、消費、給与、企業経営に関する指標が反映されている点が挙げられる。日本で最低賃金額を決定する際には、まず、47都道府県がA、B、C、Dという4つのランクに分けられる。ランク分けは、各都道府県の所得、消費、給与、企業経営に関する指標を基準にしており、5年おきに見直しが行われている。その後中央最低賃金審議会が分けられたランクを基準とし目安額を示し、地方最低賃金審議会は目安額に基づき、各都道府県の引上げ額を決定している。つまり、東京を中心とする首都圏や大都市には、工場や物流センターなどのインフラが集中しており、それが企業の生産性を引上げ、企業経営に関する指標(1人当たりの所得や雇用者報酬、1カ月あたりの支出や消費者物価地域差指数、所定内給与など)を高めている。また、高い生産性は所得にプラスの影響を与え、高い所得により消費も活発になるため、最低賃金のアップ率も高くなっており、地域間に差が発生しているのである。

4—おわりに

これまで述べてきたように日本と韓国における平均賃金に対する最低賃金の水準は他の国と比べて低く、さらに正規労働者と非正規労働者の間の賃金格差が依然として大きく残っている。経済のグローバル化による企業競争の激化により今後も労働市場の柔軟化は避けられない過程かも知れない。日本政府が推進しようとしている地方創生を成功させるためや雇用形態の違いにより格差が拡大されないように最低賃金の全体の底上げとともに地域間における最低賃金の格差を縮小することは不可欠であるだろう。それこそが日韓政府が実施しようとしている「同一労働同一賃金」の実現の近道であるだろう。